

マドリード日本人会 イベント出店規定

改訂00 制定：2008年10月13日

1. 目的

本規定はマドリード日本人会が主催するイベントに出店する人たちが公正かつ問題なく参加できるようにするためのものです。

2. 範囲

マドリード日本人会が主催するイベントに出店希望する個人、法人に対して適用されます。ただし、マドリード日本人会が依頼する出店者に対しては適用されません。

3. 出店申し込み

出店の申し込みは、申込書、必要書類と共にマドリード日本人会宛に行います。日本人会主催担当部署が申込書と業務内容や出店品目などに基つき審査を行い、出店の可否を決めます。出店の可否についての問い合わせには応じられません。

4. 出店料の支払い

出店者は指定された期日までに、出店料の支払いを完了するものとします。指定された期日までに、出店料の入金が確認されない場合は、出店許可が取り消される場合もあります。

5. 出店の変更・取り消し

出店の取り消しまたは出店の申し込み際して申し込んだ内容の変更は、その理由を明記した文書をマドリード日本人会宛に提出して下さい。出店確定後の取り消しについては、次のような取り消し料を申し受けます。ただし、天変地異や災害などの不測の事故の場合は取り消し料は不要とします。

- a) イベント開催予定日より14日前まで
出店料の50%
- b) イベント開催予定日の7日前から開催予定日
出店料の100%

出店者が、上記相当金額を取り消しの時点で支払っていない場合は、ただちにこの支払いをするものとします。出店者が変更・取り消し時点で支払い済みの金額が上記の金額を超えている場合、マドリード日本人会は超過分を返金するものとします。

6. 団体、グループ出店

団体出店とは、既存のグループ、法人が複数で出店することを指します。グループ出店とは、イベントへの出店を目的として一時的に作成された個人の集まりが出店することを指します。

どちらの場合も、団体代表者あるいはグループ代表者が連絡窓口となり、申し込み手続き、出店料の支払いを一括して行うものとします。

団体、グループ出店の目的が非営利である場合、出店料が割引される対象となります。

7. 転貸しの禁止

出店者は日本人会の書面による承諾なしにその出店権利を転貸し、交換、譲渡することはできないものとします。

8. 出店位置の決定

出店位置は日本人会が決定します。一度決定したスペースに対しての異議申し立ては出来ません。日本人会が必要と判断した場合、出店位置を変更することがあります。また、出店位置を不服として出店の取り消しを申し出た場合も、書面による通常の手続きを必要とし、規定の取り消し料を申し受けます。その際、出店者は出店位置変更に対する損害賠償の請求はできません。

9. 出店スペースの使用法

- a) 販売、宣伝、営業活動はすべて決められた出店スペースの中で行われるものとします。出店スペース以外の場所を使っての活動はできません。また、出店者は販売、宣伝活動などのために出店スペース近くの通路が混雑しないよう責任を持つものとします。
- b) 出店者は、他の出店者に隣接している場所で、隣接する出店者スペースを妨害する形で出店スペースを作らないことに同意するものとします。隣接する出店者から苦情が出た場合、日本人会は運営上その出店スペースに変更が必要かどうか判断します。日本人会が変更が必要であると認めた場合、出店者は日本人会の判断に同意し、変更を行うものとします。
- c) 日本人会は、音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる販売物、展示物、装飾物を制限し、日本人会の立場から見て不適切だと判断される物を禁止または撤去する権限を有するものとします。この権限は、人・物・行為・印刷物および主催者が問題があるとするすべての性質のものによります。

例)

- ・盗品、横流し品、他の出店者から購入したものなど
- ・法令などにより禁止され、販売中止命令がでているもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・政治、宗教、思想活動に関するもの
- ・不潔悪臭を発生するもの
- ・動物類、衛生上の問題のある飲食物
- ・防災上危険の生じる恐れのあるもの
- ・賭博に関するもの
- ・日本人会の許可を得ずに内容が変更されたもの
- ・コピー商品

- d) c) 項の制限また撤去を行ったことによる費用は出店者が負担するものとします。また、これらの変更・制限によって生じるすべての損失・損害に関し日本人会に対して損害賠償を請求することはできません。

10. 出店品目・条件

- a) 出店品は出店申込書に記載された品目に限定されたものとし、申込書に記載された品目であっても、9.c)項にしたがい、その場で日本人会が不適切と判断した場合は出店品目からはずされます。
- b) 食品類については、有資格者が調理、製造されたものに限り、賞味期限を明確にし、製造責任をはっきりとせざるを得ないものとします。問題があった場合は、すべて出店者の責任とし、日本人会には一切責任、損害賠償などの負担をかけることに同意するものとします。
- c) 日本人会は、前各項の規定に違反する出店がなされていると認められた場合には、当該品の撤去を求めることができます。なお、出店者が日本人会の指示にしたがわない場合は、出店許可を取り消すことができます。

11. 出店物の設置および撤去

- a) 出店物の会場への搬入と設置は、日本人会から通知された時間内に行われるものとします。通知時間内に設置が行われず、スペースが占有されていない場合は、日本人会が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、日本人会は出店料の返金をいたしません。
- b) 開会中の出店物の搬入、移動、搬出においては、出店者は必ず日本人会あるいは主催者の承認を得た上でその作業を行うこととします。
- c) 閉会后、指定時間が過ぎても撤去されない出店物は出店者が所有権を放棄したとみなし、主催者が撤去します。撤去費用は出店者の負担とします。

12. 出店許可の解除

- (1) 日本人会は出店許可を出した後も出店者に次の項目のいずれかにあたる行為がある場合には出店許可を解除することがあります。
 - a) 指定された期日までに出店料の支払いが成されない場合。
 - b) 規定第7項(転貸しの禁止)ないし規定9項(出店スペースの使用方法)に違反し、かつその是正について主催者の指示にしたがわない場合。
 - c) 規定第10項(出店品目・条件)に違反し、かつその是正が行われない場合。
- (2) 日本人会から、12.(1)項にしたがい出店の解除通知がなされた場合、出店者は以下の事項を異議なく承認するものとします。
 - a) 日本人会の指示にしたがい、ただちに自己の費用で出店物を撤去し、出店スペースを元の状態に戻すこと。
 - b) 日本人会に対して、出店解除に関した一切の損害賠償などを請求できないこと。

- c) 解除の原因となる違反行為により、日本人会に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。
- d) 出店者が解除に応じなかったことに起因して、日本人会が第三者から損害賠償を請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償を補償すること。

- (3) 日本人会は、本項目(1)の解除の前後を問わず、項目(1)の各号に該当する行為がある場合は、日本人会の発行する公式パンフレット、会場内掲示から出店者の該当記事を削除するなどの処置を取ることができるものとします。

13. 損害賠償

- (1) 出店者は、事故またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の賠償をするものとします。
- (2) 出店者は、次の項目に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務(弁護士報酬を含む)、必要経費および損害賠償について日本人会に補償する義務を負うことに同意するものとします。
 - a) 出店者の商品の不具合、不完全さから商品の利用者、消費者に損害を与えたとして訴訟が提起された場合(出店者とともに被告とされた場合を含む)。
 - b) a)の訴訟において、日本人会が判決、または裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償債務を負うこととなった場合(和解について、日本人会は出店者の意思に拘束されないものとします)。

14. 開催中止

日本人会は、火災、天地異変、その他やむを得ない不可抗力により、開催を延期あるいは中止することがあります。中止の場合は、出店料から必要経費を差し引いた残金を返却します。これ以外の出店者側に発生した経費、営業損失については補償いたしません。

マドリード日本人会